

て、一般の縦覧に供します。

平成27年8月10日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 飯山斑尾新井線

2 供用を開始する区間

飯山市大字飯山字上倉747番の1地先から

飯山市大字飯山字上倉747番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成27年8月11日

道路管理課



公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により生息地等保護区（以下「保護区」という。）の指定をしたいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成27年8月10日

長野県知事 阿部 守一

1 保護区の名称

開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）

2 保護区の指定目的

開田高原希少野生動植物保護区は、木曽郡木曽町開田高原に位置し、水田や飼料用採草地などの農耕地が大半を占めている。

指定区域のうち、採草地の部分は火入れと草刈の伝統的な管理が行われてきたことから、動植物が生息するための好適な環境が維持され、多くの希少野生動植物が生息又は生育するなど生物多様性の高い場所となっている。

しかしながら、近年は踏み荒らしなどにより生息環境の悪化が著しいことから、立入制限などの規制を行い、希少野生動植物との生息環境の保全を図る。

3 保護区の指定の区域

木曽郡木曽町開田高原末川3764-2、3769-3、3772-1、3772-2、3774-2、3775-1、3775-2、3783-1、3783-2、3784-1、3784-2、3787-3、3787-9、3787-10、3787-11の一部、3787-42、3787-44、3787-46、3788-12、3788-14及び3789-13並びに旧森林鉄道軌道敷の一部（区域図のとおり。）

4 保護区の指定に係る指定希少野生動植物

チャマダラセセリ ほか

5 保護区の指定区分別面積

指定区分	面積
規制地区及び立入制限地区	0.66ha
監視地区	1.41ha
計	2.07ha

6 保護区の存続期間

平成27年9月1日から平成37年8月31日まで（10年間）

7 保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

(1) 県は、保護区の指定の区域に看板及び立入規制線を設置し、当該区域が保護区であることを明示することで、一般への注意喚起と普及啓発を図る。

(2) 指定区域の規制地区は立入制限地区と重複させて立入制限を行うとともに、監視地区についても関係者（當農並びに土地の管理行為を行う所有者等又は地域における保護活動の定着を目的とした学術研究調査、保護活動並びに環境学習を実施する者で、所有者、木曽町及び長野県の了承を得た者をいう。以下同じ。）以外の立入りを制限し、保護区全体で一般者の立入りを制限する。

(3) 特に関係者以外が保護区へ立ち入ることのないよう、希少野生動植物保護監視員等による監視活動を実施し、静ひつな生息環境の保持に努める。

また、関係者が保護区内に立ち入る際は腕章等の所定の表示を行い、立入りを了承された者であることを明確にすること。

(4) 条例で定める保護区指定に伴う規制のうち、次の事項は適用除外事項とする。

ア 土地所有者等による農林業の行為（農林業の一環として行う火入れも含む。）

イ 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの又はそのための立入り

ウ 非常災害に対する応急措置又はそのための立入り

(5) 農林業の一環として行われていた火入れや草刈は生物多様性の高い環境を維持することに寄与していたことから、指定区域内における火入れや草刈などの保護活動は引き続き継続しながら、希少野生動植物との生息環境の保護を図る。

(6) 生息環境の維持作業などの保護活動について、県等は外部支援者の確保及び拡大に努め、多様な主体の参加と連携により、地域の保護活動が長期に渡って持続できるような体制づくりに努める。

8 指定の案の縦覧場所

長野県環境部自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曽地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

9 意見書の提出

この保護区の指定に係る利害関係人は、公告の縦覧期間満了の日（公告した日から起算して14日を経過する日）までの間、知事に対して意見書を提出することができます。

提出先 郵便番号380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部自然保護課 FAX：026（235）7498

（「区域図」は、省略し、その図面を8の場所に備え置いて縦覧に供する。）

自然保護課

公告

平成27年8月5日、長野県善光寺平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年8月10日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年8月10日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

1 許可番号

平成27年6月18日 長野県指令27都第30-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原71-19

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字宗賀71-18

黒木友貴、黒木有紀子

都市・まちづくり課

公告

平成28年度長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

平成27年8月10日

長野県教育委員会

1 採用予定の実習助手の種別・選考区分・人員

種別	選考区分	人員
農業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	若干名
工業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	若干名
理科の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	若干名

2 申込資格

次の資格を有する者であることとします。

(1) 一般選考 昭和31年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（平成28年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）

若年者選考 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（平成28年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができませ

ん。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行日（昭和22年5月3日）以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成27年8月25日（火）から9月8日（火）まで（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

なお、郵送による場合は、9月8日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 手続

ア 提出するもの

4 の申込書類

イ 提出先

郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局高校教育課

電話番号 026-232-0111 内線 4366

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

（封筒の表に「実習助手採用選考申込書在中」と朱書してください。）

4 申込書類

(1) 採用選考申込書（長野県教育委員会が交付するもの）

(2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 最終学校における学業成績証明書（親展扱いとすることとします。）

(4) 受験票（長野県教育委員会が交付するもの）

(5) 返信用の封筒（長形3号×縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさのもの）を用い、あて先及び氏名を明記し、92円切手をはったもの）

(6) 最終学校における就職者用調査書（平成28年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限り提出することとします。この書類を提出する場合にあっては、(2)及び(3)の書類の提出は不要です。親展扱いとすることとします。）

5 選考

選考は、次の要領で行います。（一般選考、若年者選考共通）

選考順序	期日	会場	対象者	選考内容及び方法	備考
第1次選考	平成27年10月3日（土）	長野県庁	志願者全員	書類審査 筆記試験 ・一般教養 ・小論文	試験の時間等は受付期間終了後本人に通知します。
第2次選考	平成27年11月上旬	長野保健福祉事務所	第1次選考合格者	面接	期日等は第1次選考合格者に通知します。

6 選考結果の通知

(1) 通知の時期

第1次選考の結果は10月下旬、第2次選考の結果は11月下旬に通知します。

(2) 通知等の方法

ア 第1次選考結果

(7) 合否並びに不合格に係る総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点を郵送で通知します。

(1) 合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載します。

(2) 第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果に合わせて郵送で通知します。

イ 第2次選考結果

合否及び総合評価の段階別評価を郵送にて通知します。

7 その他

(1) 採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課（県庁8階）で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒角形2号（縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル）を同封してください。

なお、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 第1次選考結果及び第2次選考結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。ただし、第1次選考合格者は、第2次選考結果通知後に開示請求ができるものとします。

ア 開示する期間

選考結果通知日から1年間

イ 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課（県庁8階）

ウ 必要書類

運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参してください。

(3) 提出された書類は、一切返却しません。

(4) 第1次選考の一般教養の問題用紙は、持ち帰りができます。

(5) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

高校教育課

正 誤

平成26年3月10日付け長野県告示第135号「土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定」中

ページ	行（箇所）	誤	正
4	右側24	芦沢	芹沢

砂防課

平成26年3月10日付け長野県告示第136号「土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定」中

ページ	行（箇所）	誤	正
4	右側下から9	芦沢	芹沢

砂防課